

寒河江市予防接種費の償還払に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、予防接種法（昭和23年法律第68号。）第5条第1項並びに第6条第1項、第2項及び第3項の規定に基づく定期及び臨時の予防接種（以下「予防接種」という。）の対象者が、やむを得ない事情により、県外の市町村と予防接種に関する委託契約を締結している医療機関等において予防接種を受けた場合、その費用の全部又は一部を償還すること（以下「償還払」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 償還払の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者で、県外で予防接種を受け、かつ、接種時点において本市の住民基本台帳に記載されているものとする。

- (1) 里帰り出産、離婚調停中等の理由により、県外に事実上居住する者
- (2) 県外施設への入所等の理由により、県外に事実上居住する者
- (3) その他市長が認める者

(依頼書の交付申請等)

第3条 償還払を受けようとする対象者（未成年者又は成年被後見人である場合は、当該対象者の親権者又は後見人若しくはこれに準ずる者で、現に当該対象者を監護する者。以下同じ。）は、あらかじめ予防接種実施依頼書交付申請書（様式第1号）により市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、対象者であることが認められるときは、予防接種実施依頼書（様式第2号。以下「依頼書」という。）を交付するものとする。

3 前項の規定により依頼書の交付を受けた対象者は、医療機関等に依頼書を提

出し、予防接種に係る費用の全額を支払い、予防接種を受けるものとする。

(償還払の申請)

第4条 前条第3項の規定により予防接種を受けた対象者は、次に掲げる書類を添えて、予防接種費償還払申請書兼請求書（様式第3号）により市長に申請するものとする。

- (1) 接種した医療機関等の領収書の原本（第2条に規定する予防接種であることが確認できるもの）
- (2) 予防接種の記録が記載されているもの（母子健康手帳、予防接種済証等）
- (3) 予診票の原本又はその写し
- (4) 対象者本人名義の振込みを希望する金融機関の通帳の写し（次条の規定により償還払の受給を委任する場合は、代理人名義のもの）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、接種日の翌日から起算して6か月以内に行うものとする。

3 市長は、申請があった場合は、その内容を審査し、償還払を決定したときは、予防接種費償還払交付決定及び額の確定通知書（様式第4号）により、償還払をしないことを決定したときは、予防接種費償還払交付却下決定通知書（様式第5号）により、第1項の規定による申請をした対象者に通知するものとする。

(代理による依頼書の交付申請並びに償還払の申請及び受給)

第5条 対象者は、前2条の規定による依頼書の交付申請又は償還払の申請若しくは受給を代理人に委任しようとする場合は、委任状（様式第6号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(償還払の額)

第6条 償還払の額は、第2条に規定する予防接種に実際に要した費用と本市と医療機関等の間で締結されている契約（以下「委託契約」という。）に基づく予

防接種の費用のいずれか少ない額とする。

- 2 前項の委託契約に基づく予防接種の費用は、予防接種をした年度の委託契約に基づく予防接種の費用とする。

(取消し及び返還)

第7条 市長は、虚偽の申請その他不正の行為等により償還払を受けた者に対し、当該償還払をすることとした決定の全部又は一部を取り消し、償還払をした額の返還を命ずることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。